

豊橋市民病院退職者等の診療記録閲覧の手引

(趣旨)

第1 この手引は、豊橋市民病院（以下「当院」という。）が電子的に保存している診療記録（以下「診療記録」という。）を閲覧するための申請及び閲覧に関して必要な事項を定めたものとする。

(閲覧の資格)

第2 診療記録の閲覧が認められる者（以下「閲覧者」という。）は、以下のいずれかの要件を満たし、院長の許可を得た者とする。

- (1) 当院に勤務していた実績のある者（以下「退職者」という。）
- (2) 当院に在職する者（以下「在職者」という。）が身元の保証を行う者

(閲覧目的と範囲)

第3 診療記録を閲覧する目的は、以下に該当するものに限る。

- (1) 研究や調査に係る閲覧
- (2) 専門医等の資格取得に係る閲覧

2 閲覧できる診療記録は、以下のものとする。

- (1) 医師法第24条、歯科医師法第23条の規定による診療録
- (2) 保健師助産師看護師法第42条の規定による助産録
- (3) 医療法第21条及び第21条第9号、第22条及び第22条第2号に規定されている診療に関する諸記録
- (4) 医療法施行規則第20条第10号に規定されている診療に関する諸記録
- (5) 保険医療機関及び保険医療養担当規則第8条及び第22条の規定による診療録

(禁止事項)

第4 閲覧時に診療記録の修正、削除等を行ってはならない。なお、誤って診療記録を修正、削除等を行った場合は、担当事務局へ報告する。

2 閲覧目的及び範囲を超えて、診療記録を閲覧してはならない。

(個人情報の保護)

第5 個人のプライバシー保護に十分留意し、個人情報保護に関する法令等を遵守する。

2 診療記録の情報を外部に持ち出す場合は、個人が特定できる情報を取り除いて匿名化し、プライバシー保護を行わなければならない。

(閲覧の申請)

第6 閲覧の申請には、以下の所定の手続きを行わなければならない。なお、第2の(2)に該当する場合、申請の手続きを在職者が行うものとする。

- (1) 閲覧希望日の10日前までに担当事務局へ連絡する。
- (2) 閲覧希望日の1週間前までに診療記録の閲覧申請書兼許可証(様式1)(以下「申請書兼許可証」という。)を担当事務局へ電子メール又は書面にて提出する。
- (3) 申請書兼許可証は閲覧日1日につき1枚提出する。

なお、閲覧の可否は原則、電子メールで行うため、必ず電子メールを確認すること。

(本人確認と誓約)

第7 閲覧当日は、申請書兼許可証を提出のうえ、閲覧者の本人確認のため運転免許証等の提示を行うこと。また、第4及び第5について遵守する旨、書面(様式2)を用いて誓約すること。

(閲覧後報告)

第8 閲覧終了後、閲覧者リスト(様式3)を作成し、担当事務局へ報告する。

2 報告した閲覧者リストと閲覧履歴に相違があった場合は、今後の閲覧を認めない。

(担当事務局)

第9 閲覧申請に関する担当事務局は、事務局医療情報課が行う。

附 則

- 1 この内規は、平成20年5月1日から適用する。
- 2 豊橋市民病院電子保存診療記録の退職者閲覧内規を、豊橋市民病院電子診療記録の退職者閲覧内規に名称を改める。
- 3 この内規は、令和3年3月17日から適用する。
- 4 豊橋市民病院電子診療記録の退職者閲覧内規を、豊橋市民病院退職者等の診療記録閲覧手引に名称を改める。
- 5 この手引は、令和4年10月1日から適用する。

